二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年一月三十日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢小川原二二の一(国有林)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字本沢小川原二二の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年一月三十日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県柴田郡柴田町大字入間田字古内二五の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年一月三十日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県石巻市渡波字大浜九の四、九の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大浜九の四・九の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年一月三十日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町・雨竜郡幌加内町(以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。)、幌加内町・美唄市・樺戸郡新十津川町・寿都郡黒松内町・爾志郡乙部町・中川郡美深町(以上一市五町について次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
乙部町・美深町(以上二町について次の図に示す部分に限る。)
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
夕張市(次の図に示す部分に限る。)
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市(次の図に示す部分に限る。)、乙部町
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道夕張市・爾志郡乙部町(以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。
夕張市(次の図に示す部分に限る。)
(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。
夕張市(次の図に示す部分に限る。)、乙部町
(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、夕張市(次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年一月三十日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県東かがわ市川股字下所三五五、三五六、三五七の一、三五八の一、四一四、四八一、四九四、字千足九〇九の一、九一四の一、九一五の一、九一五の六、九一九の一、九二五の二、九二五の五から九二五の七まで、九二七の一、九三五、九五二の二、九八四の一、九八五の一、九八七の一、九九二の一、九九四、九九六の一、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇六の一、一〇〇八の一、一〇一〇、一〇一一の一、一〇一三の一、一〇一八の一、一〇一九の一、五名字堂床一一四五の一から一一四五の六まで、一一四五の一〇から一一四五の一二まで、字上堂床一一四六の一から一一四六の四まで、一一四六の六、一一四六の八、一一四七の一、一一四七の二、字中堂床一一四八の一、一一四八の四、字南下堂床一一五二の二、入野山字宗心一九二七、一九二九の一、東山字友国八二八の一、八二八の二、八二九の二、字狩居川一一七三の二、一一八二の二、一一八六、さぬき市多和青木一の一、二の二、額東二の一、前山字鳶道六四八の一、六四八の二・六四八の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字野草場六六七の一、六六七の二(国有林)、字上葛野七二五の一、七二五の二、七二五の四、七二五の五、七二五の六・七二五の七(以上